

令和8年度監査基準チェックリスト対比表

(令和8年度/令和7年度)

令和8年4月

全国統一品質管理監査基準チェックリスト
(令和7年度版)

1. 实施年月日 年 月 日

2. 会社名・工場名

注1：下記該当する□に○点を付す

[☐ JIS 認証(認証番号: _____), 認証基準:☐ A ☐ B,

認証の区分: ☐ 普通コンクリート・舗装コンクリート, ☐ 普通コンクリート, ☐ 軽量コンクリート, ☐ 高強度コンクリート]

建築基準法第37条第2号の「高強度コンクリート」の大臣認定： ☐ ある ☐ ない

3. 工場側出席者 役職名 氏名（署名または記名）

注2：加ヅグ 会議出席の経営者は、役職名の前に◎を付す

注3：品質管理責任者は、役職名の前に○を付す

監査員(正) (署名または記名) 監査員(副) (署名または記名)

[illegible]

氏名 (署名または記名) _____ 終了時刻 時 分

全国統一品質管理監査基準ブックレットは、全国生コンクリート品質管理監査会議の知的財産であり、許可なしに全国生コンクリート品質管理監査会議が行う監査以外の目的で本資料を使用すること及び本資料のいかなる部分も複製することを禁ずる(監査説明会や監査員の研修会での使用及び複製は、この限りではない)

全国統一品質管理監査基準チェックリスト

(令和7年度版)

1. 実施年月日 年 月 日

2. 会社名・工場名

注1: 下記該当する□に点を付す

[☐ JIS 認証(認証番号:), 認証基準:☐ A ☐ B,

認証の区分:☐ 普通コンクリート・舗装コンクリート, ☐ 普通コンクリート, ☐ 軽量コンクリート, ☐ 高強度コンクリート]

建築基準法第37条第2号の「高強度コンクリート」の大臣認定: ☐ ある, ☐ ない

3. 工場側出席者 役職名 氏名(署名または記名)

注2: 加圧会議出席の経営者は、役職名の前に◎を付す

注3: 品質管理責任者は、役職名の前に○を付す

注4: 経営者がWEB出席の場合は、工場側出席者が経営者の役職、氏名及び“WEB”を代筆し、余白に“代筆者名”も付記する

監査員(正)(署名または記名) 監査員(副)(署名または記名)

立会者所属 立入監査 開始時刻 時 分

氏名(署名または記名) 終了時刻 時 分

全国統一品質管理監査基準チェックリストは、全国生コンクリート品質管理監査会議の知的財産であり、許可なしに全国生コンクリート品質管理監査会議が行う監査以外の目的で本資料を使用すること及び本資料のいかなる部分も複写することを禁ずる(監査説明会や監査員の研修会での使用及び複写は、この限りではない)

改正理由: 経営者のクロージング会議の出席がWEBの場合の記載方法を、注4として追記した。

【令和7年度】

監査の実施及びチェックリスト記入上の留意点(令和7年度)

文中の赤字部分は、本年度に加筆、修正したものです。

チェックリストは、A総括的事項の調査、B個別的事項の調査、及びC実地調査に区分する。

1. 監査の際は、品質管理責任者(以下、「QMR」という)が応対する。QMRが不在の場合は、QMR代理者がその任にあたる。
2. 監査員は、チェックリストを用いて、文書、品質記録、現場確認などによって、監査基準の適合性を判定する。
なお監査に先立ち、当該工場がJISA 5308のJISマーク表示認証を受けた製品を製造する工場(以下、「JISマーク表示認証工場」という)であることを確認する。
3. 同一敷地内に2プラントを有する工場に対しては、2プラントとも監査する。監査実施日に1プラントしか稼働していない場合は、残りの1プラントについては、後日実地調査を実施する。
4. 監査員は、往訪調査に際して、当該工場の前年度の「全国統一品質管理監査結果集計表」を持参し、B又はC評価結果の改善度合いを確認する。
5. 同一監査チームによる監査は、1日に1工場とし、1日に2工場以上を監査してはならない。
6. 監査員は、監査の開始に先立ち、経営者に出席を求めてオープニング会議を開催し、監査実施概要について説明する。
監査の終了時は、オープニング会議と同様、経営者に出席を求め、クローズング会議を開催して監査の結果について説明し、監査結果の内容について合意する。
7. 調査のチェックポイント・結果欄の該当する文字及び判定欄の該当するA、B、C、S又はa、b、cの何れかを、選択する。
8. 調査結果の判定は、A、B、C、S（a、b、c）又はA、C、S（a、c）とし、監査基準に該当しない場合は、評価対象外(S)の扱いとする(30項目)。
9. 監査時のメモ欄には、該当する項目についてメモを記入する。
10. 全調査項目は、127項目(総括的事項19、個別的事項94、望ましい事項8、実地調査6)である。
11. 監査を効率的に実施するために、チェックリストは予め工場側に提示してもよい。
12. 監査結果は、厳正に評価し、「令和7年度全国統一品質管理監査結果集計表」の該当欄に記入する。
13. 監査結果を記録する「令和7年度全国統一品質管理監査結果集計表」には、監査月日を記入し、監査員、経営者及びQMR又はQMR代理者がそれぞれ署名又は記名してその写し（コピーした紙文書またはPDFファイル）を工場に渡し、地区会議と工場はそれぞれ5年間その記録を保管する。
14. 文書化のみを要求する項目のうち次の項目については、特に変更がない限り、前年度の判定がA評価であれば書類による調査を省略し、A評価とすることができるものとする。
B1101、B1301、B2101、B2201、B2401、B2402、B3101、B3201、B3301、B3401、B4101、B4203

15. 原材料受入試験，工程管理試験，運搬車性能試験，製品試験，容積試験，製造設備管理，及び検査設備管理を外注している場合には，外注先からの試験成績表等により，適合性を確認した記録について確認する。
16. 記録類，伝票類は，監査日から遡って1年間を調査対象とし，これらから任意に抽出して確認する。ただし，法令等で特別な定めがあるもの及び特に期間が規定されている次の項目については，チェックシートに記載された期間を調査対象とし，任意に抽出して確認するものとする。A0304, A0603, A0703
17. ㊦は調査事項なので，該当する数字を記入するか又は該当する項目を選択する。
18. C0201(圧縮強度)において，試験の結果が $0.85S_L$ ～ S_L 未満 (S_L は呼び強度の強度値) の場合は，直近の過去2回の強度記録を含めた3回の試験結果の平均値を求め，呼び強度の強度値以上であれば減点は「0」とするが，判定は「B」とする。
19. C0201(圧縮強度)において，試験の結果が $1.50S_L$ 以上の場合は，「1」点の減点とする。
20. 実地試験の実施者の氏名を，「令和7年度全国統一品質管理監査結果集計表」の「C 実地調査」の所定欄に記入する。

【令和8年度】

監査の実施及びチェックリスト記入上の留意点(令和78年度)

文中の赤字部分は、本年度に加筆、修正したものです。

チェックリストは、A総括的事項の調査、B個別的事項の調査、及びC実地調査に区分する。

1. 監査の際は、品質管理責任者(以下、「QMR」という)が応対する。QMRが不在の場合は、QMR代理者がその任にあたる。
2. 監査員は、チェックリストを用いて、文書、品質記録、現場確認などによって、監査基準の適合性を判定する。
なお監査に先立ち、当該工場がJISA 5308のJISマーク表示認証を受けた製品を製造する工場(以下、「JISマーク表示認証工場」という)であることを確認する。
3. 同一敷地内に2プラントを有する工場に対しては、2プラントとも監査する。監査実施日に1プラントしか稼動していない場合は、残りの1プラントについては、後日実地調査を実施する。
4. 監査員は、往訪調査に際して、当該工場の前年度の「全国統一品質管理監査結果集計表」を持参し、B又はC評価結果の改善度合いを確認する。
5. 同一監査チームによる監査は、1日に1工場とし、1日に2工場以上を監査してはならない。
6. 監査員は、監査の開始に先立ち、経営者に出席を求めてオープニング会議を開催し、監査実施概要について説明する。
監査の終了時は、オープニング会議と同様、経営者に出席を求め、クローズング会議を開催して監査の結果について説明し、監査結果の内容について合意する。
7. 調査のチェックポイント・結果欄の該当する文字及び判定欄の該当するA、B、C、S又はa、b、cの何れかを、選択する。
8. 調査結果の判定は、A、B、C、S（a、b、c）又はA、C、S（a、c）とし、監査基準に該当しない場合は、評価対象外(S)の扱いとする(2932項目)。
9. 監査時のメモ欄には、該当する項目についてメモを記入する。
10. 全調査項目は、127項目(総括的事項19、個別的事項94、望ましい事項8、実地調査6)である。
11. 監査を効率的に実施するために、チェックリストは予め工場側に提示してもよい。
12. 監査結果は、厳正に評価し、「令和78年度全国統一品質管理監査結果集計表」の該当欄に記入する。
13. 監査結果を記録する「令和78年度全国統一品質管理監査結果集計表」には、監査月日を記入し、監査員、経営者及びQMR又はQMR代理者がそれぞれ署名又は記名してその写し（コピーした紙文書またはPDFファイル）を工場に渡し、地区会議と工場はそれぞれ5年間その記録を保管する。
14. 文書化のみを要求する項目のうち次の項目については、特に変更がない限り、前年度の判定がA評価であれば書類による調査を省略し、A評価とすることができるものとする。
B1101、B1301、B2101、B2201、B2401、B2402、B3101、B3201、B3301、B3401、B4101、B4203

15. 原材料受入試験，工程管理試験，運搬車性能試験，製品試験，容積試験，製造設備管理，及び検査設備管理を外注している場合には，外注先からの試験成績表等により，適合性を確認した記録について確認する。
16. 記録類，伝票類は，監査日から遡って1年間を調査対象とし，これらから任意に抽出して確認する。ただし，法令等で特別な定めがあるもの及び特に期間が規定されている次の項目については，チェックポイントに記載された期間を調査対象とし，任意に抽出して確認するものとする。A0304, A0603, A0703
17. ㊦は調査事項なので，該当する数字を記入するか又は該当する項目を選択する。
18. C0201(圧縮強度)において，試験の結果が $0.85S_L$ ～ S_L 未満 (S_L は呼び強度の強度値) の場合は，直近の過去2回の強度記録を含めた3回の試験結果の平均値を求め，呼び強度の強度値以上であれば減点は「0」とするが，判定は「B」とする。
19. C0201(圧縮強度)において，試験の結果が $1.50S_L$ 以上の場合は，「1」点の減点とする。
20. 実地試験の実施者の氏名を，「令和7年度全国統一品質管理監査結果集計表」の「C 実地調査」の所定欄に記入する。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
1. 経営者の責任	A0101 (品質方針) 品質方針が経営者によって定められ、組織全体に伝達されて、理解されていること。 各部署は、品質方針と整合のとれた品質目標を設定していること。 品質目標は、その達成度が判定可能なものであること。 経営者は、企業の経営に携わる当該部門の取締役以上の役職者とする。	(1) 経営者が自ら定めた品質方針(文書化されたもの) (2) 品質方針の周知徹底 (3) 各部署の品質目標の設定 (4) 品質目標の達成度の判定可能性	文書化されている／文書化されていない 周知されている／周知されていない 設定されている／設定されていない 達成度が判定可能なものである／判定可能なものでない 注) 各部署の品質目標が、経営者が定める品質方針と全く整合していない場合、左記③の項目は設定されていないとする。	A：全て満足 B：(1)以外に満足しない項目がある C：A、B以外	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
1. 経営者の責任	A0101 (品質方針) 品質方針が経営者によって定められ、組織全体に伝達されて、理解されていること。 各部署は、品質方針と整合のとれた品質目標を設定していること。 品質目標は、その達成度が判定可能なものであること。 経営者は、企業の経営に携わる当該部門の取締役以上の役職者とする。 注) 経営者とは代表取締役に限定するものではない。	(1) 経営者が自ら定めた品質方針(文書化されたもの) (2) 品質方針の周知徹底 (3) 各部署の品質目標の設定 (4) 品質目標の達成度の判定可能性	文書化されている／文書化されていない 周知されている／周知されていない 設定されている／設定されていない 達成度が判定可能なものである／判定可能なものでない 注) 各部署の品質目標が、経営者が定める品質方針と全く整合していない場合、左記③の項目は設定されていないとする。	A：全て満足 B：(1)以外に満足しない項目がある C：A、B以外	

改正理由：令和8年度の監査説明会において、A0103(クローズング会議)の改正理由の箇所、「経営者は代表取締役に限定しない」旨を記載し説明した。しかし、経営者に関しては、A0101 (品質方針)の監査基準に定義していることから、末尾に注)として追記することとした。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の炷
		チェック項目	結 果		
1. 経営者の責任	A0103(加ゼンギ会議) 加ゼンギ会議に経営者(当該部門)が出席していること。	(1)経営者の出席	出席している(A) 出席していない(C)	A : (A)である C : (C)である	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の炷
		チェック項目	結 果		
1. 経営者の責任	A0103(加ゼンギ会議) 加ゼンギ会議に経営者(当該部門)が出席していること。出席は対面とする。 ただし、やむを得ない場合は、カメラをONにしたWEB出席のみ認める。	(1)経営者の出席 ●経営者の出席 □対面 □WEB	出席している(A) 出席していない(C)	A : (A)である C : (C)である	

改正理由：クローゼンギ会議への経営者の出席は重要事項であるため対面を原則とすることを明記した。

また、経営者の出席が対面かWEBかを調査することとした。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の炷
		チェックポイント	結 果		
4. 教育・訓練	A0401(教育・訓練) 製品品質に影響がある仕事に従事する要員(工程の一部を外部の者に行わせている場合は、その者を含む)に必要な力量を明確にし、必要な力量が持てるように計画的に教育訓練し、教育訓練の有効性を評価していること。	(1)必要な力量(教育履歴、資格又は実務経験年数) (2)「教育訓練の規定」 (3)年間計画 (4)実施記録 (5)有効性評価 注) 必要な力量は、工場が定める。	明確にしている／明確にしていない 文書化している／文書化していない 計画がある／計画がない 実施記録がある／実施記録がない 評価記録がある／評価記録がない	A : 全て満足 B : 満足しない項目がある C : 全ての項目不満足	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の炷
		チェックポイント	結 果		
4. 教育・訓練	A0401(教育・訓練) 製品品質に影響がある仕事に従事する要員(工程の一部を外部の者に行わせている場合は、その者を含む)に必要な力量を明確にし、必要な力量が持てるように計画的に教育訓練し、教育訓練の有効性を評価していること。	(1)必要な力量(教育履歴、資格等又は実務経験年数) (2)「教育訓練の規定」 (3)年間計画 (4)実施記録 (5)有効性評価 注) 必要な力量は工場が定める。	明確にしている／明確にしていない 文書化している／文書化していない 計画がある／計画がない 実施記録がある／実施記録がない 評価記録がある／評価記録がない	A : 全て満足 B : 満足しない項目がある C : 全ての項目不満足	

改正理由：力量は実務経験年数で決まるものではない。必要な力量を工場が定めており、その力量評価に基づき判断されるものであるため、実務経験年数の表記を削除した。
また、チェックポイント(5)有効性の評価として望ましい記録については、「教育・訓練を受けた要員の理解度とそれに対するQMRによる評価の記録」があることが望ましく、監査説明会では、カッコ書きで「望ましい」事例として記載していた。しかし、「望ましい」の文言が解釈として誤解を招く危険があることから、令和8年度はこの記録を準備期間とし、令和9年度に必要な条件としてチェックポイントに記載する。

【令和9年度】（予告）

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の注
		チェック項目	結 果		
4. 教育・訓練	A0401 (教育・訓練) 製品品質に影響がある仕事に従事する要員(工程の一部を外部の者に行わせている場合は、その者を含む)に必要な力量を明確にし、必要な力量が持てるように計画的に教育訓練し、教育訓練の有効性を評価していること。	(1)必要な力量(教育履歴、資格等) (2)「教育訓練の規定」 (3)年間計画 (4)実施記録 (5)有効性評価 (教育・訓練を受けた要員の理解度とそれに対するQMRによる評価の記録があること)	明確にしている／明確にしていない 文書化している／文書化していない 計画がある／計画がない 実施記録がある／実施記録がない 評価記録がある／評価記録がない	A：全て満足 B：満足しない項目がある C：全ての項目不満足	

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
6. 環境保全	A0603 (産業廃棄物処理) 産業廃棄物(スラッジ、コンクリートくず)処理方法を文書化し、適正に実施していること。	(1)「産業廃棄物処理規定」 (2)収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者との契約書 (3)産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存(5年分チェック) (4)産業廃棄物管理票交付等状況報告書(写し又はコピーで確認) (5)多量排出事業者の場合、減量その他の処理に関する計画書及び実施状況報告書 (6)1日当りの処理能力が10m³を超える脱水処理施設の場合、設置許可 (7)1日当りの処理能力が10m³を超える脱水処理施設の場合、技術管理者の選任 ①上記(4)管理票交付等状況報告書 ①交付等の状況を報告している ②交付等の状況を報告していない ③対象外 ②上記(5)減量等処理に関する計画書 ①減量等の計画書を提出している ②減量等の計画書を提出していない ③対象外 ③上記(5)減量等処理に関する報告書 ①実施状況報告書を提出している ②実施状況報告書を提出していない ③対象外 ④脱水処理施設の保有状況 ①保有している ②保有していない	文書化している／文書化していない 契約書がある／契約書がない／評価対象外 5年分保存されている／5年分保存されているが一部記入漏れがある／一部保存されていない／評価対象外 知事又は政令市長へ当該報告書を報告している／報告していない／評価対象外 知事又は政令市長へ必要な計画書及び報告書を提出している／提出していない／評価対象外 知事又は政令市長から設置を許可されている／許可されていない／評価対象外 選任している／選任していない／評価対象外 スラッジ及びコンクリートくずを工場外に一切排出していない工場は、左記(2)～(5)は評価対象外とするが、スラッジ、コンクリートくずの処理状況を十分確認する。 収集運搬、中間処理及び最終処分の全て又はいずれかを業として行っている場合は、収集運搬及び／又は処分(中間処理及び最終処分)について業務許可証を確認するほか、左記(3)は評価対象とする。ただし、自社が排出した産業廃棄物を収集運搬又は中間処理・最終処分を行っている場合は、業務許可証は不要なため、この限りではない。また、中間処理において、再生路盤材等に全量加工・販売している場合は、中間処理の業務許可証のほか、製品として販売していることが分かる資料も確認する。 左記(3)で、紙マニフェストの場合はA、B2、D及びE票に、運搬担当者・処分受託者のサイン(受領印でもよい)や日付等、必要事項が記入されていることを確認する。電子マニフェストの場合は、PC画面上または印刷物で、必要事項が記録されていることを確認する(一覧表による確認でもよい)。紙マニフェストにて、記入漏れがある場合には、B判定とし、法に抵触することを伝え、記入漏れを無くしていくよう工場を指導する。 電子マニフェストの場合は、左記(4)の確認を省略できる。 多量排出事業者の産業廃棄物の減量に係る要件に該当しない場合は、左記(5)は評価対象外。 脱水処理施設の1日当りの処理能力が10m³以下の場合、若しくは1日当りの処理能力が10m³を超えても地方自治体が環廃産発第050325002号第二1項とみなす場合(資料で確認又は脱水処理施設を保有していない場合は、左記(6)及び(7)は評価対象外。)	A：全て満足 B：(3)が一部記入漏れで不満足 C：A、B以外	スラッジ、コンクリートくずの処理状況

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
6. 環境保全	A0603(産業廃棄物処理) 産業廃棄物(スラッジ、コンクリートくず)処理方法を文書化し、適正に実施していること。	(1)「産業廃棄物処理規定」 (2)収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者との契約書 (3)産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存(5年分チェック) (4)産業廃棄物管理票交付等状況報告書(写し又はコピーで確認) (5)多量排出事業者の場合、減量その他の処理に関する計画書及び実施状況報告書 前年度に多量排出事業者に該当した場合、今年度の「産業廃棄物処理計画書」の提出 (6)前々年度に多量排出事業者に該当した場合、前年度の「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の提出 (7)1日当りの処理能力が10m ³ を超える脱水処理施設の場合、設置許可 (8)1日当りの処理能力が10m ³ を超える脱水処理施設の場合、技術管理者の選任 ①上記(4)管理票交付等状況報告書 ①交付等の状況を報告している ②交付等の状況を報告していない ③対象外 ②上記(5)減量等処理に関する計画書 ①減量等の計画書を提出している ②減量等の計画書を提出していない ③対象外	文書化している／文書化していない 契約書がある／契約書がない／評価対象外 5年分保存されている／5年分保存されているが一部記入漏れがある／一部保存されていない／評価対象外 知事又は政令市長へ当該報告書を報告している／報告していない／評価対象外 知事又は政令市長へ必要な計画書及び報告書を提出している／提出していない／評価対象外 知事又は政令市長へ必要な報告書を提出している／提出していない／評価対象外 知事又は政令市長から設置を許可されている／許可されていない／評価対象外 選任している／選任していない／評価対象外 ①スラッジ及びコンクリートくずを工場外に一切排出していない工場は、左記(2)～(5)は評価対象外とするが、スラッジ、コンクリートくずの処理状況を十分確認する。 ②収集運搬、中間処理及び最終処分の全て又はいずれかを業として行っている場合は、収集運搬及び／又は処分(中間処理及び最終処分)について業務許可証を確認するほか、左記(3)は評価対象とする。ただし、自社が排出した産業廃棄物を収集運搬又は中間処理・最終処分を行っている場合は、業務許可証は不要なため、この限りではない。 ③また、中間処理において、再生路盤材等に全量加工・販売している場合は、中間処理の業務許可証のほか、製品として販売していることが分かる資料も確認する。 ④左記(3)で、紙マニフェストの場合はA、B2、D及びE票に、運搬担当者・処分受託者のサイン(受領印でもよい)や日付等、必要事項が記入されていることを確認する。	A：全て満足 B：③が一部記入漏れで不満足 C：A、B以外	スラッジ、コンクリートくずの処理状況

(続き)

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の 注
		チェック項目	結 果		
6. 環境保全	A0603(産業廃棄物処理)	③ 上記⑤⑥減量等処理に関する報告書 ① 実施状況報告書を提出している ② 実施状況報告書を提出していない ③ 対象外 ④ 脱水処理施設の保有状況 ① 保有している ② 保有していない	⑤ 積み替え保管等により、複数の収集・運搬業者を用いている場合、それぞれのB票(B4やB6)も確認する。廃棄物を自社運搬している場合、B票の確認は不要とするが、運搬車両の表示義務や書面の携帯義務を怠っていることが確認されれば、③は一部記入漏れがあるとする。 ⑥ 電子マニフェストの場合は、PC画面上または印刷物で、必要事項が記録されていることを確認する（一覧表による確認でもよい）。紙マニフェストにて、記入漏れがある場合には、B判定とし、法に抵触することを伝え、記入漏れを無くしていくよう工場を指導する。電子マニフェストの場合は、左記④の確認を省略できる。 ⑦ 多量排出事業者の産業廃棄物の減量に係る要件に該当しない場合は、左記⑤は評価対象外。 ⑧ 脱水処理施設の1日当りの処理能力が10m³以下の場合、若しくは1日当りの処理能力が10m³を超えても地方自治体が環廃産発第050325002号第二1項とみなす場合(資料で確認)又は脱水処理施設を保有していない場合は、左記⑥⑦及び⑧は評価対象外。)		
【参考】 チェック項目(5)の説明フロー図 チェック項目(6)の説明フロー図					

改正理由：1) 監査時に前年度および前々年度の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を確認する必要がある。法令では、多量排出事業者該当する場合は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出する年度の産廃減量計画として「産業廃棄物処理計画書」の提出が必要となる。またその翌年度にはその減量計画に基づく対応結果報告として「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の提出が必要となる。したがって、監査時に前年度が多量排出事業者該当しない場合であっても、前々年度に多量排出事業者該当し「産業廃棄物処理計画書」を提出していれば監査時には「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を確認しなければならない。

このように監査時には被監査工場の実情に合わせて確認する書類に注意が必要となるためチェックポイント⑤を⑤、⑥に分け、文言を変えた。さらに本件に関する監査時のフローを参考として示した。

2) 4つの欄に番号を付記した。欄3は新たに設けたチェックポイント⑥に関する内容なので修正した。

3) 調査の結果欄の留意点を、見やすく箇条書きとした。これにより行数が増えるため、2頁に跨ぐ項目とした。

4) 箇条書き⑤に、積み替え保管等で複数の収集・運搬業者を用いている場合の留意点を追記した。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の炷
		チェックポイント	結 果		
1. セメント	B3101 (セメントの要求品質等) セメントの種類，製造業者名，出荷場所，要求品質，検査方法，検査結果の合否判定基準及び不適合品の処置について文書化していること。	(1)セメントの種類 (2)製造業者名 (3)出荷場所 (4)要求品質 (5)検査方法 (6)合否判定基準 (7)不適合品の処置	左記(1)～(7)を文書化している(A) 左記のうち文書化していない項目がある(C)	A : (A)である C : (C)である	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の炷
		チェックポイント	結 果		
1. セメント	B3101 (セメントの要求品質等) セメントの種類， 製造業 生産者名，出荷場所，要求品質，検査方法，検査結果の合否判定基準及び不適合品の処置について文書化していること。	(1)セメントの種類 (2) 製造業 生産者名 (3)出荷場所 (4)要求品質 (5)検査方法 (6)合否判定基準 (7)不適合品の処置	左記(1)～(7)を文書化している(A) 左記のうち文書化していない項目がある(C)	A : (A)である C : (C)である	

改正理由：前年度の修正不足のため。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の炷
		チェックポイント	結 果		
1. セット	B3104(セット入荷時の確認) セットの入荷の都度、納入伝票で種類、製造業者名及び出荷場所について確認していること。 また、納入伝票に記載された種類、製造業者名及び出荷場所は、社内規格と整合していること。	(1)種類、製造業者名及び出荷場所の確認(チェック印等のある納入伝票等) (2)種類、製造業者名及び出荷場所の整合(納入伝票、社内規格)	納入伝票で確認している／一部の項目を確認していない／確認していない 社内規格と納入伝票が整合している／整合していない	A：全て満足 B：(1)で一部の項目が確認されておらず不満足 C：A、B以外	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の炷
		チェックポイント	結 果		
1. セット	B3104(セット入荷時の確認) セットの入荷の都度、納入伝票で種類、 製造業生産者 名及び出荷場所について確認していること。 また、納入伝票に記載された種類、 製造業生産者 名及び出荷場所は、社内規格と整合していること。	(1)種類、 製造業生産者 名及び出荷場所の確認(チェック印等のある納入伝票等) (2)種類、 製造業生産者 名及び出荷場所の整合(納入伝票、社内規格)	納入伝票で確認している／一部の項目を確認していない／確認していない 社内規格と納入伝票が整合している／整合していない	A：全て満足 B：(1)で一部の項目が確認されておらず不満足 C：A、B以外	

改正理由：前年度の修正不足のため。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
4. 混和材料	B3402(混和材料の受入検査) 混和材料の購入に際して、混和材料の要求品質を混和材料製造業者(納入業者を含む)に明示し、混和材料製造業者の試験成績表又は第三者試験機関の試験成績表によって、あらかじめ定めた間隔で品質を確認するとともに、入荷の都度、銘柄、種類について伝票で確認していること。(ワライッシュ、膨張材、コンクリート用化学混和剤、防せい剤、高炉スラグ微粉末、シリカフェム、火山ガラス微粉末、収縮低減剤及び碎石粉)。	(1) 混和材料の要求品質の明示 (2) あらかじめ定めた間隔 (1回以上/月。ただし、コンクリート用化学混和剤は1回以上/6か月、防せい剤は1回以上/3か月、収縮低減剤は1回以上/6か月) (3) 適合性を確認した記録(チェック印等のある試験成績表) (4) 伝票の確認	明示している／明示していない 間隔を定めている／間隔を定めていない 記録がある／一部の記録がない／記録がない 確認している／確認していない	A : 全て満足 B : (3)で一部の項目が確認されておらず不満足 C : A, B以外	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
4. 混和材料	B3402(混和材料の受入検査) 混和材料の購入に際して、混和材料の要求品質を混和材料製造業者(納入業者を含む)に明示し、混和材料製造業者の試験成績表又は第三者試験機関の試験成績表によって、あらかじめ定めた間隔で品質を確認するとともに、入荷の都度、銘柄、種類について伝票で確認していること。(ワライッシュ、膨張材、コンクリート用化学混和剤、防せい剤、高炉スラグ微粉末、シリカフェム、火山ガラス微粉末、収縮低減剤及び碎石粉)。	(1) 混和材料の要求品質の明示 (2) あらかじめ定めた間隔 (1回以上/月。ただし、コンクリート用化学混和剤は1回以上/6か月、防せい剤は1回以上/3か月、収縮低減剤は1回以上/6か月) (3) 適合性を確認した記録(チェック印等のある試験成績表) (4) 納入 伝票の確認	明示している／明示していない 間隔を定めている／間隔を定めていない 記録がある／一部の記録がない／記録がない 確認している／確認していない	A : 全て満足 B : (3)で一部の項目が確認されておらず不満足 C : A, B以外	

改正理由：文言の修正。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェックポイント	結 果		
2. 配合の管理	B4205(細骨材の表面水率) 細骨材の表面水率をあらかじめ定めた間隔で試験し、配合補正を行っていること。測定は、JIS A 1111, JIS A 1125, JIS A1802 又は自動表面水率測定装置による。ただし、再生細骨材Hの場合、JIS A 1802 による方法は適用できない。	(1) あらかじめ定めた間隔 (1回以上/午前, 1回以上/午後, ただし、高強度コンクリートの場合は初回練混ぜ開始前, 1回以上/午前, 1回以上/午後) (2) 試験記録 (3) 配合補正記録	間隔を定めている／間隔を定めていない 記録がある／記録がない 記録がある／記録がない	A: 全て満足 C: 満足しない項目がある	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェックポイント	結 果		
2. 配合の管理	B4205(細骨材の表面水率) 細骨材の表面水率をあらかじめ定めた間隔で試験し、配合補正を行っていること。測定は、JIS A 1111, JIS A 1125, JIS A1802 又は自動表面水率測定装置による。ただし、再生細骨材Hの場合、JIS A 1802 による方法は適用できない。	(1) あらかじめ定めた間隔 (1回以上/午前, 1回以上/午後, ただし、高強度コンクリートの場合は初回練混ぜ開始前, 1回以上/午前, 1回以上/午後) (2) 試験記録 (3) 配合補正の 実施 記録	間隔を定めている／間隔を定めていない 記録がある／記録がない 記録がある／記録がない	A: 全て満足 C: 満足しない項目がある	

改正理由：チェックポイント(3)の記述は、B4201、B4206 と統一するよう改正した。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
3. 材料の計量	B4303(計量記録の整備) 購入者からの要求に備え、バッチごとの計量記録及びこれから運搬車1台当たりの単位量を算出に必要なデータを整備し、あらかじめ定めた期間保管していること。なお、計量記録から求めた運搬車1台当たりの平均で表す単位量と設定値の単位量との差が、JISA53089.2.2表8に適合していること。	(1)バッチごとの計量記録及びこれから運搬車1台当たりの単位量を算出に必要なデータ (2)あらかじめ定めた保管期間(5年間) (3)適合性を確認した記録 ●購入者からの単位量の要求件数等(令和6年度) ①要求件数 _____ 件 ②①に該当する運搬車数 _____ 台	整備,保管している／整備,保管していない 保管期間を定めている／保管期間を定めていない 記録がある／記録がない 左記(3)では、B4302の動荷重検査の際に運搬車1台分の単位量についてもJISへの適合性を検証している場合は、その検証記録により確認してよい。なお、過去1年間に適合性確認を行った記録が無い工場の場合は、監査時に、任意の運搬車1台分について単位量の算出を工場側に求め、適合性を確認する。	A：全て満足 C：満足しない項目がある	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェックポイント	結 果		
3. 材料の計量	B4303(計量記録の整備) 購入者からの要求に備え、バッチごとの計量記録及びこれから運搬車1台当たりの単位量を算出するに必要なデータを整備し、あらかじめ定めた期間保管していること。なお、計量記録から求めた運搬車1台当たりの平均で表す単位量と設定値の単位量との差が、JISA53089.2.2表8に適合していること。	(1)バッチごとの計量記録及びこれから運搬車1台当たりの単位量を算出するに必要なデータ (2)あらかじめ定めた保管期間(5年間) (3)適合性を確認した記録 ●購入者からの単位量の要求件数等(令和6年度) (監査実施の前年度) ①要求件数 (現場の数) _____ 件 ②①に該当する運搬車数 (受領書数) _____ 台	整備,保管している／整備,保管していない 保管期間を定めている／保管期間を定めていない 記録がある／記録がない 左記(3)では、B4302の動荷重検査の際に運搬車1台分の単位量についてもJISへの適合性を検証している場合は、その検証記録により確認してよい。なお、過去1年間に適合性確認を行った記録が無い工場の場合は、監査時に、任意の運搬車1台分について単位量の算出を工場側に求め、適合性を確認する。	A：全て満足 C：満足しない項目がある	

改正理由：調の要求件数を調査する年度の記載は、毎年修正する必要を無くするため、「令和〇年度」から「監査実施の前年度」と改めた。
調の調査項目の①および②について、監査時に何を調べればよいかを明確に示した。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
2. 検査設備の 管理	B5201(検査設備) JIS A 5308 に規定された品質を試験・検査できる設備を有し、管理基準に基づき適切に管理していること。 注) 繰返し使用する供試体用型枠の検査の頻度を、1 回以上/12 か月とすることが明記されていること。また、高強度コンクリートを製造している場合は、研磨機を管理すること。養生水槽の温度管理として、20℃±2℃が明記されていること。 外注している場合又は JIS 認証工場であって、試験を認証区分の中の別工場で実施する場合は、当該試験の試験設備の保有は必要ないが、外注管理において外注先又は認証区分の中の別工場での保有・管理を確認しなければならない。	(1) 骨材試験用器具(現認) (2) コンクリート試験用器具・機械(現認) ① 試し練り試験器具 ② 供試体用成形器具 ③ 恒温養生水槽 ④ 圧縮強度試験機 ⑤ スランプ 測定器具 ⑥ スランプ フロー測定器具 ⑦ 空気量測定器具 ⑧ 塩化物含有量測定器具 (装置、検知紙又は検知管) ⑨ 容積測定装置・器具 ⑩ ミキサの練混ぜ性能試験用器具 (3) スラッジ 水の濃度測定器具又は装置 (4) 試験装置の管理 ●アボドキャビン[®]の使用状況 (複数回答可) ① 使用している (φ 100 mm の上面のみ) ② 使用している (φ 100 mm の両端面) ③ 使用している (φ 125 mm の上面) ④ 使用している (φ 125 mm の両端面) ⑤ 使用していない	一式ある／一部ない [骨材の粒度、実積率(工程で粗骨材の実積率管理をしている場合)及び表面水率の試験用器具は必ず保有] ある／ない ある／ない ある／ない ある／ない ある／ない (スランプ フローで管理するコンクリートのみ対象) ある／ない ある／ない ある／ない ある／ない／評価対象外 管理されている／管理が不十分 スラッジ 水を標準化していない工場は、(3)は評価対象外	A : 全て満足 C : 満足しない項目がある	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の状況
		チェック項目	結 果		
2. 検査設備の管理	B5201(検査設備) JIS A 5308に規定された品質を試験・検査できる設備を有し、管理基準に基づき適切に管理していること。 注)繰返し使用する供試体用型枠の検査の頻度を、1回以上/12か月とすることが明記されていること。また、高強度コンクリートを製造している場合は、研磨機を管理すること。 養生水槽の温度管理として、$20^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$が明記されていること。 外注している場合又は JIS 認証工場であって、試験を認証区分の中の別工場で実施する場合は、当該試験の試験設備の保有は必要ないが、外注管理において外注先又は認証区分の中の別工場での保有・管理を確認しなければならない。	(1) 骨材試験用器具(現認) (2) コンクリート試験用器具・機械(現認) ① 試し練り試験器具 ② 供試体用成形器具 ③ 恒温養生水槽 ④ 圧縮強度試験機 ⑤ スランプ測定器具 ⑥ スランプフロー測定器具 ⑦ 空気量測定器具 ⑧ 塩化物含有量測定器具（装置、検知紙又は検知管） ⑨ 容積測定装置・器具 ⑩ ミキサの練混ぜ性能試験用器具 (3) スラッジ水の濃度測定器具又は装置 (4) 試験装置の管理 ●アボンドキャッピングの使用状況 (複数回答可) ① 使用している（φ100mmの上面のみ） ② 使用している（φ100mmの両端面） ③ 使用している（φ125mmの上面） ④ 使用している（φ125mmの両端面） ⑤ 使用していない	一式ある／一部ない [骨材の粒度，実積率(工程で粗骨材の実積率管理をしている場合)及び表面水率の試験用器具は必ず保有] ある／ない ある／ない ある／ない ある／ない ある／ない ある／ない スランプフローで管理するコンクリートの対象 /評価対象外 ある／ない ある／ない ある／ない ある／ない ある／ない／評価対象外 管理されている／管理が不十分 スランプフローで管理するコンクリートがない工場は、 (2)(6)は評価対象外 スラッジ水を標準化していない工場は、(3)は評価対象外	A：全て満足 C：満足しない項目がある	

改正理由：チェックポイント②⑥の結果欄の記述を、③の結果欄の記述に合わせ、注意書きとして追記した。

【令和7年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
1. 計量精度の 検査	00101 (材料の計量精度) 任意の1 運搬車分について材料の動荷重 検査を行い、計量値の差が JISA 5308 の 9.2.2 に適合していること。 この検査で再検査を実施する場合は、同 様に1 運搬車分について検査するものと する。ただし、再検査は1 回限りとする。	材料計量値の適合性の確認	初回検査で全材料が適合(A) 再検査で全材料が適合(B) 再検査で適合しない材料がある(C)	A : (A)である B : (B)である C : (C)である	

【令和8年度】

項 目	監 査 基 準	調 査		判 定	監査時の点
		チェック項目	結 果		
1. 計量精度の 検査	00101 (材料の計量精度) 任意の ± 運搬車 1 台分について材料の動 荷重検査を行い、計量値の差が JISA 5308 の 9.2.2 に適合していること。 この検査で再検査を実施する場合は、同 様に ± 運搬車 1 台分について検査するも のとする。ただし、再検査は1 回限りと する。	材料計量値の適合性の確認	初回検査で全材料が適合(A) 再検査で全材料が適合(B) 再検査で適合しない材料がある(C)	A : (A)である B : (B)である C : (C)である	

改正理由：前年度の修正不足のため。